

令和2年度新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、令和2年度新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、各業界で策定された新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（同感染症対策本部決定）に明記）の実践による県内事業者の事業活動の推進を図る。

(補助対象経費等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費、補助金限度額、補助率及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

(補助金の事業計画認定申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付希望者」という。）は、補助金事業計画認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 交付希望者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の事業計画認定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の事業計画認定を行い、速やかに交付希望者に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の事業計画認定を受けた交付希望者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の事業計画認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、変更の承認を行い、補助事業者に通知するものとする。

この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の廃止)

第6条 補助事業者は、当事業の廃止をしようとするときは、速やかに補助事業廃止承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請兼請求)

第7条 第4条の規定による通知を受けた補助事業者は、事業が終了し補助金を請求しようとするときは、速やかに補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により申請をした補助事業者は、前項の交付申請書兼請求書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により申請をした補助事業者は、第1項の交付申請書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払等)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請書兼請求書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助事業者に通知のうえ、補助金を交付するものとする。

(補助金の目的外使用の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業計画認定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 当事業の実施について不正行為があったとき
- (5) 当事業を廃止したとき
- (6) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

(加算金及び延滞金)

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期にまでに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、当事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別表

補助対象事業	各事業者団体が会員事業者に対して業種別ガイドラインの実践を図るために実施する普及啓発活動等	
	謝金	専門家や講師への謝金
	補助員人件費	事業実施に必要な業務補助を行う補助員（アルバイト等）賃金
	旅費	専門家・講師旅費、事業実施に係る役職員旅費
	物品購入費	事業実施に必要な物品購入費
	郵送料	啓発用品等郵送費
	使用料及び賃借料	セミナー会場使用料、セミナー使用物品賃借料等
	委託料	啓発用品のデザイン委託、全国版を参考にした独自のガイドラインの作成委託等
	その他の経費	その他知事が必要と認める経費
補助金限度額	50万円	
補助率	3分の2	
補助対象期間	令和2年5月14日～7月31日	

(注)

- 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 国、都道府県及び市町村等により別途、同様の事業内容にて補助金、委託費、助成金等が支給されている経費及びその他適切と認められない経費については、補助対象経費としない。
- 県から休業要請を受けた業種は、5月14日以前の自主的な取組みも対象とする。